

入札制度改革の提言

(答申)

平成19年3月30日

世田谷区入札制度改革検討委員会

はじめに

世田谷区入札制度改革検討委員会は、本年1月22日に、世田谷区長から現在の世田谷区における入札制度を見つめ直し、予防型行政運営の観点からより公正な入札制度の実現を図るための提言をまとめるよう諮問を受けた。

本委員会に与えられた検討期間は、3月末までといった極めて短期間であったため、現行の入札制度全体の検証をおこなったうえで対象項目を絞り込み、そのあるべき方向性について検討をおこなうこととした。

その結果、入札制度について現下の社会問題となっている談合などを排除して、競争性を向上させることや透明性の向上を図ることのために、現行の制度をどのように改革すべきかについて、主として次の事項について検討をおこなった。

一点目は、競争性の向上を図るために、一般競争入札や指名競争入札の適用範囲をどのように考えるべきかであり、二点目は、透明性の向上にあつては、予定価格の事前公表の是非や、より精度の高い予定価格の積算についてどのようにすべきかであり、三点目は、適正な入札制度を継続的に保障するための手段として何があるかであり、四点目は、指名停止措置の強化や随意契約のあり方についてである。

本提言は、各委員が忌憚のない意見を出しあい、得られた結論をその総意としてまとめたものである。

最後に、本委員会としては、世田谷区が本提言を踏まえ今後とも継続的な入札制度改革に取り組むため、より具体的な改革案をつくり積極的に実施すること、並びに本委員会で十分に議論を尽くせなかった他の課題についても、より望ましい制度改革に向けて不断の努力を傾注することを望むものである。

世田谷区入札制度改革検討委員会

会長 内山 忠 明

目 次

1 競争性の向上	
(1) 一般競争入札の拡大	1
(2) 希望制指名競争入札の適用範囲の見直し	3
(3) 世田谷区独自格付の廃止	4
2 透明性の向上	
予定価格の事前公表及び精度向上への取り組み	4
3 制度的保障	
入札監視委員会等の設置	5
4 その他	
(1) 指名停止措置の強化	6
(2) 随意契約のあり方	6
 (資料)	
世田谷区入札制度改革検討委員会の検討経過	8
世田谷区入札制度改革検討委員会委員名簿	9
世田谷区入札制度改革検討委員会設置要綱	10

1 競争性の向上

地方自治法では、地方公共団体が締結する契約の方法は一般競争入札を原則とするとされており、指名競争入札や随意契約については地方自治法施行令に定める場合に限るとされている。しかし、現実的には都道府県をはじめ各区市町村において実施されている競争入札は、その多くが指名競争入札により実施されていると思われる。

これは、一般競争入札では競争性の確保は図れても、不特定多数の事業者が参加することによって、その履行内容の確保が必ずしも十分に図れない恐れがあるといったデメリットが指摘されることや、発注者側である各地方公共団体がその域内の地場産業や地元事業者の育成を図るといった観点から、一般競争入札よりはむしろ入札参加者を域内の事業者に限定するなどとした指名競争入札に重点をおいていること、また、入札事務処理においても、一般競争入札の方が指名競争入札と比べて煩雑になりやすいといった理由があるためであると考えられる。

しかし、法令上は、一般競争入札が原則なのであり、世田谷区においても現行の一般競争入札の適用範囲を可能な限り順次拡大するとともに、一般競争入札の適用が適当でない契約についても希望制指名競争入札の適切な運用を図るべきと考える。

また、入札参加資格要件として採用されている区独自格付についても、競争性の確保・向上の観点から、廃止に向けた検討を速やかに行うべきと考える。

(1) 一般競争入札の拡大

現在、世田谷区においては、予定価格5億円(建築工事にあつては10億円)以上の公共工事について一般競争入札を実施しているが、それ以外の契約案件では、希望制指名競争入札もしくは、発注者が任意に指名する狭義の指名

競争入札を実施している。

また、いずれの契約案件についても、区内産業振興策に基づく地域経済の発展などといった観点から、事業者の入札参加にあたっては世田谷区内に本・支店等があることといった地域要件を付している。

世田谷区が、その施策の一環として自区内の産業育成や地域経済の発展のために努力することは、区行政に課された責務の主要な一部というべきものであり、競争性を確保する一方で履行確保や品質確保を図ることも公金支出を伴うものである以上当然の要請というべきである。しかし、自区内の産業育成や地域経済発展のための施策については、入札制度と直結させることによつてのみ行うことができるものであるとは考えられない。もつとも、ほとんどの地方公共団体においてその域内事業者を優先した契約制度が採用されている現状において、直ちに世田谷区のみが、地域要件を付加しない契約制度に移行することが適当であるということもできない。これらのことから、他の地方公共団体の動向や世田谷区における産業育成・地域経済発展の施策の成果をも見極めながら、地域要件を付加することを継続することの要否について再考する必要があるし余地があると考え。

すなわち、中期的には、現行の制度を維持することが考えられるとしても、将来的には、世田谷区域外の事業者との競争をも図りながら、区内事業者の育成・地域経済発展を目指すことが可能な状況が確保しうる事情の下において、地域要件を緩和することを目指すことも必要だと考える。

また、現在、世田谷区が採用している一般競争入札の適用範囲は、他の地方公共団体に比べて高い価格に限定されている。この点については、全国知事会の緊急報告や他の地方公共団体の運用例を踏まえたうえで、速やかにその適用範囲を可能な限り低価格へ拡大することが相当であると考え。

なお、工事請負契約など以外の契約についても、他の地方公共団体の動向

も見据えながら一般競争入札の適用範囲の見直しについて検討を継続すべきである。

(2) 希望制指名競争入札の適用範囲の見直し

希望制指名競争入札は、契約案件の概要や入札参加のための条件を公表し、その入札に参加しようとする事業者の希望を募ったうえで、参加希望事業者数が少ない場合でもその案件を中止とせず、発注者側で指名業者を選定することにより、一定の競争性を確保し入札を実施するものである。

指名競争入札は、その指名という行為において発注者側の恣意が働きやすく、また、参加意欲のある事業者が必ずしも指名されないというデメリットがあると言われているが、希望制指名競争入札においては、そのデメリットを回避するため、事業者からの入札参加希望を募るという一般競争入札のメリットを取り入れて、恣意性の排除や競争性の向上が図られている。

しかし、現在、世田谷区では、工事請負契約や測量等の委託契約の指名競争入札にのみ希望制指名競争入札が採用されていて、物品の購入や業務委託契約などの指名競争入札では採用されていない。

今後は、工事請負契約などについては、前記のとおり一般競争入札の適用範囲を拡大することにより希望制指名競争入札の適用範囲を縮小することとし、工事請負契約など以外の物品購入や業務委託契約などでは、この希望制指名競争入札の長所を活用し、現行の狭義の指名競争入札から希望制指名競争入札へとその適用範囲を拡大し、より競争性や透明性を確保することを考える必要がある。

(3) 世田谷区独自格付の廃止

現在、世田谷区においては、東京電子自治体共同運営サービス(以下『共同運営』という。)における共通の格付(以下『共同格付』という。)の他に、世田谷区独自の基準による格付(以下『区独自格付』という。)を行っている。

これは、平成17年に、世田谷区の入札参加資格を共同運営によることとした際の、激変緩和措置として残されたものである。

しかし、都内の各地方公共団体のほとんどが共同格付のみを採用し、その独自の格付を廃止している現状を踏まえると、世田谷区にとって、区独自格付を残したまま共同格付を併用することは、いわば二重基準による運用となり、統一性を欠く結果ともなりかねない。

そこで、共同運営への移行からすでに2年を経過していることや、都内の各地方公共団体のほとんどが共同格付を採用し、その独自の格付を廃止していることを踏まえると、区独自格付については速やかに廃止に向けた検討をする必要があると考える。

2 透明性の向上

予定価格の事前公表及び精度向上への取り組み

予定価格の事前公表は、予定価格を事前に探ろうとする不正な行為を防止し、適正な入札を実施するための有効な一つ的手段と言え、この制度を採用する地方公共団体も少なくない。

しかし、一方では、事業者の積算意欲を失わせる恐れや、談合を誘発する下地となる恐れといったデメリットも指摘されている。

地方公共団体において精度の高い予定価格の積算が行われ、入札参加事

業者において適正な競争がなされていれば、予定価格を事前に公表すること自体は、透明性の確保の観点からその機能を果たしうるものと言える。

しかし、予定価格の事前公表を行いながらも、極端に落札率が高くなるなどの状況が起こった場合には、その公表について検討を行うなど、その有効性について定期的に見直しを行う必要があり、世田谷区はそのことについて区民に報告・説明する責任があるものとする。

なお、どこまでの金額を公表するかについては、他の地方公共団体の状況や予定価格を公表していない入札案件との比較などを行い、適宜適切に判断する必要があるとする。

3 制度的保障

入札監視委員会等の設置

発注者の恣意的な制度運用を防止し、入札制度の透明性を確保しつつ継続的な改革につなげるためには、入札制度全般に対して、第三者による監視を受けることが有効であるとする。すなわち、契約に関わる諸規定がいかに公正・適切な制度として設けられていても、その運用が常にその趣旨にしたがって行われていることの検証をおこなうことが必要であり、区民の信頼もそのような制度があることによってさらに高めることができると考えられるのである。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律や国からの通知等によれば、このような外部機関による監視制度を設けることが要求されており、世田谷区においても入札を監視するための委員会を設置し、恒常的に入札の適正な執行を外部の目で監視しつつ、今後の入札制度の適切な執行を担保する必要があるとする。また、今後世田谷区が行う入札制度改革に同委員

会の意見等が反映できる仕組みづくりも、併せて検討されるべきものとする。

4 その他

(1) 指名停止措置の強化

贈賄、独占禁止法違反、談合及び競売入札妨害といった犯罪行為に代表されるような入札に係る不正行為は、公共工事に対する区民の信頼を大きく損なうものである。

犯罪行為については、法令に従って厳正に処罰されるにしても、発注者として、公共工事の信頼を損ねるなど一定の要件に該当する者に対して、事実上のペナルティとして指名停止措置を講じている。

世田谷区も指名停止基準を有し、適宜その適用を行っているところではあるが、平成16年4月以降見直しが行われておらず、必ずしも現状に即応したものとは言い難い。

そこで、平成18年1月の独占禁止法改正や他の地方公共団体の基準などを踏まえ、早期にその見直しを行う必要があると考える。

なお、見直しに際しては、不正行為を防止するうえで、より実効性のあるものとなるよう配慮するとともに、他の地方公共団体と情報の共有を図るなど、新たな仕組みづくりを検討していく必要もある。

(2) 随意契約のあり方

随意契約は、一般競争入札や指名競争入札といった競争入札を原則とする地方公共団体の契約の例外的方法として、地方自治法施行令第167条の2第1項に定められている場合に実施することができるものである。

また、個々の入札案件がこれに該当するかどうかについては、法令や各地方公共団体の契約事務規則などに基づいて、判断されることとなっている。

ただし、随意契約においては競争性が排除されるなどの弊害も指摘されているため、その運用についてはより適正・公正に行なわれなければならない。

そこで、世田谷区においても、随意契約を行うにあたっては、その理由をより明確化したうえで公表するなど、透明性をより向上させながら適切な運用を図る必要があると考える。

以上

世田谷区入札制度改革検討委員会の検討経過

平成19年1月22日（月）

第1回世田谷区入札制度改革検討委員会

- ・ 区の入札制度の現状について

平成19年2月 1日（木）

第2回世田谷区入札制度改革検討委員会

- ・ 競争性、公正性、透明性の向上に必要な課題について

平成19年2月26日（月）

第3回世田谷区入札制度改革検討委員会

- ・ 一般競争入札、指名競争入札の範囲について
- ・ 予定価格について
- ・ 入札監視委員会の設置について

平成19年3月19日（月）

第4回世田谷区入札制度改革検討委員会

- ・ 提言まとめについて

世田谷区入札制度改革検討委員会名簿

(任期：平成19年1月22日～平成19年3月31日)

	氏 名	現(元)職 等
会 長	ウチヤマ タダアキ 内山 忠明	日本大学法学部教授
会 長 職務代理	アオヤマ ケンゴ 青山 賢五	公認会計士
委 員	ゴトウ ミツオ 後藤 光男	早稲田大学 社会科学部教授
委 員	オオイ サトル 大井 暁	弁護士
委 員	タナカ フ ミコ 田中 富美子	弁護士
委 員	オオノ ヨシエ 大野 好恵	区民代表(民生委員)
委 員	タナカ ヒロミツ 田中 博光	区民代表(行政相談員等)

世田谷区入札制度改革検討委員会設置要綱

平成18年12月20日

18世総第543号

(目的及び設置)

第1条 世田谷区が発注する公共工事等の入札制度について、透明性、公正性及び競争性の向上を検討するため、世田谷区入札制度改革検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、入札及び契約の制度等の改善に関する事項について審議し、世田谷区長（以下「区長」という。）に提言を行うものとする。

(委員)

第3条 委員は、学識経験を有する者等のうちから、区長が委嘱する。

2 委員会は、委員7名以内で組織する。

3 委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

(会長及び会長職務代理)

第4条 委員会に会長及び会長職務代理各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長職務代理は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び会長職務代理がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半分以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第6条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月20日から施行する。